

鎌倉市男女共同参画推進条例

平成19年1月4日

条例第24号

男女が個人として尊重され、互いに認め合い、性別による差別のない平等な社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

現在の急速な少子高齢化の進展、家族形態の多様化等社会情勢の変化に適切に対応し、鎌倉市が今後も心豊かな活力のあるまちとして発展していくためには、男女が性別や世代を超え、互いに思いやり、支え合う地域社会を構築し、男女共同参画社会を実現することが重要である。

美しい自然と貴重な歴史や文化を持つ鎌倉市では、これまで幅広い分野における市民の積極的な社会参加により、男女共同参画社会の実現のための様々な取組を進めてきた。しかし、性別による差別の解消、固定的な役割分担の見直し等の課題が残されており、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要である。

ここに、鎌倉市、市民及び事業者が協働し、男女平等の理念の下に、男女が互いに責任を果たしつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組む姿勢を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念に基づいて行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が性別による差別的取扱い

- を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が個人の生き方の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
 - (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それらの家庭生活における活動と就業その他の活動との両立が図られること。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント（相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）、配偶者等への暴力その他の性別による人権侵害を抑止するとともに、助長されることがないように配慮されること。
 - (5) 男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
 - (6) 男女共同参画社会の実現に向けた国際社会における取組に関する十分な理解がされること。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の地方公共団体及び関係団体と連携を図り、かつ、市民及び事業者と協働して行うものとする。

3 市は、その他の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するようにするとともに、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、市の実施する施策に協力するようにするとともに、その事業活動を行うに当たっては、就業者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための職場環境の整備に積

極的に取り組むものとする。

(基本的施策)

第7条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画について、市民及び事業者の理解を深めるための広報活動等の充実を図るとともに、学校その他のあらゆる教育の場において、男女平等の意識を浸透させるための適切な措置を講ずること。
- (2) 家庭生活における活動と就業その他の活動との両立を図るため、子育て、家族の介護等を支援するための環境の整備に努めること。
- (3) 性別による差別その他の男女共同参画を阻害する要因の解消を図るための総合的な支援体制の整備に努めること。
- (4) 社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に参画する機会に係る男女間の格差を生じさせないようにするため、市民及び事業者と協力し、啓発等を行うこと。

(男女共同参画推進計画の策定)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、鎌倉市男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、鎌倉市男女共同参画推進委員会に報告の上、公表するものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第10条 推進計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として、鎌倉市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

- 2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民、事業者、男女共同参画に関する活動を行う団体の代表者

及び男女共同参画に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 5 市長は、委員を委嘱するに当たっては、その委嘱の際男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう配慮しなければならない。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(意見等の申出)

第11条 市の男女共同参画の推進に関する施策若しくはその実施又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策若しくはその実施について意見等のある者は、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出への対応に当たり、特に必要があると認めるときは、推進委員会の意見を聴くことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による申出に関する手続その他必要な事項は、規則で定める。

(相談等の申出)

第12条 性別による差別その他の男女共同参画を阻害する要因による人権侵害に関する相談等のある者は、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と相互に連携し、必要な助言を行う等適切な対応をするものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出のうち高度な専門的知識を必要とする相談に対応するため、鎌倉市男女共同参画専門相談員を置く。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。